

## 越前市霊園設置及び管理条例（抜粋）

（碑石等の工事届）

第9条 墓地使用者は、墓地に碑石類及びその他工作物等の新設又は改修等をしようとするときは、市長に届け出なければならない。

（使用等の制限）

第11条 墓地の使用は墓地使用者1人につき1区画とし、**碑石等の設置は1区画につき1基とする。**ただし、碑石等の設置については、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、碑石等の設置及び不用碑石の大きさについては、規則で定める基準に、無縁塔地の利用については市長が別に定める方法に適合するものでなければならない。

## 越前市霊園設置及び管理条例施行規則（抜粋）

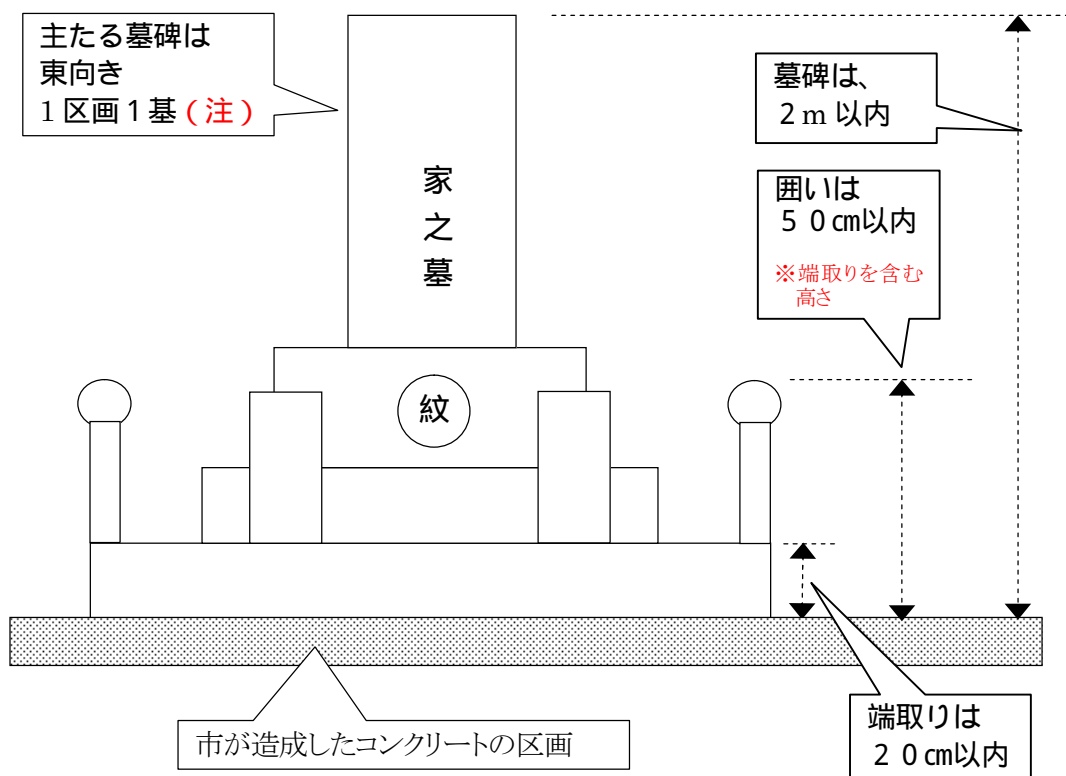
（墓地等の管理）

第11条 墓地使用者は、墓地の清掃等に努めなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する碑石等の設置について規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) **墳墓のうち主たる墓碑の方角は、東向きとすること。**
- (2) 墓碑の形状は、自由とするが、霊園の調和を保つものであること。
- (3) 花立、線香台及び供物台等は、構造、意匠等が墓碑と調和するものであること。
- (4) **墓碑類及び樹木の高さは2メートル以内、端取りの高さは20センチメートル以内及び囲いの高さは50センチメートル以内とすること。**
- (5) 樹木の種類は、他人の使用場所及び道路等に枝の出るものでないこと並びに根張りの大きいものでないこと。
- (6) その他市長が附帯する条件に合うものであること。

### 墓碑等設置の基準について



（注）1区画に墓碑を複数設置する必要がある場合は、事前に理由書を市民課に提出し、了承を受けてください。